特別市・大都市行財政制度特別委員会記録
【　速　報　版　】

令和８年９月29日開会

速報版

・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。

・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。

・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横　浜　市　会

開会時刻　午前10時00分

◎　**開会宣告**

○　**磯部圭太委員長**　　これより委員会を開会いたします。

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

◎　**指定都市の「令和９年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について**

○　**磯部圭太委員長**　　議題に入ります。

初めに、指定都市の令和９年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）についてを議題に供します。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

当局の説明を求めます。

○　**原田行財政局長**　　それでは、指定都市の令和９年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）につきまして、資料に沿って御説明いたします。

本日は、要望の最終案になりますが、８月７日に開催されました本特別委員会において御説明した後、指定都市財政担当局長会議において取りまとめられたものでございます。

なお、前回御説明した原案からの修正等はございません。今後各市で議長及び市長の決裁手続を進め、正式に決定される予定でございます。

資料の２ページにお進みください。

初めに、１の要望の背景についてですが、青本による要望を行う背景として、まず、①大都市特有の財政需要による高い歳出水準を取り上げております。横浜市をはじめとする大都市は、集積性、高次性、圏域における中枢性を有し、日本経済牽引の役割を担う一方で、経済、生活のインフラや福祉の問題など、過密、集中による都市的課題を抱えております。そのため指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備、維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲される特例事務があることから、人口１人当たりの歳出額は大きくなる傾向にございます。

次に、②大都市特例事務に係る税制上の措置不足でございます。道府県から権限移譲された大都市特例事務について、所要額が税制上措置されていないということがございます。

最後に、③厳しい財政状況でございます。指定都市ではインフラに多額の整備費が必要であることから、人口１人当たりの地方債現在高が突出して高く、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率も高い水準にあります。さらに指定都市では、大都市特有の財政需要や大都市特例事務に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっております。

３ページを御覧ください。

２の要望事項についてでございます。

まず、税制関係の５項目ですが、１、真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正について、税源移譲により、国・地方間の税の配分をまずは５対５とし、さらに国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくことなどを求めてまいります。

速報版

２、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化について、大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充することを求めてまいります。

３、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設について、道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設することを求めてまいります。

４ページを御覧ください。

４の個人住民税の一層の充実について、市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ることを求めてまいります。

５、固定資産税等の安定的確保について、固定資産税は国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ることなどを求めてまいります。

５ページを御覧ください。

続いて、財政関係の４項目についてですが、６、国庫補助負担金の改革について、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することなどを求めてまいります。

７、国直轄事業負担金の廃止について、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止することなどを求めてまいります。

６ページを御覧ください。

８、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止について、地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や、大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保することなどを求めてまいります。

９の地方債制度の充実について、令和８年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債については、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とするとともに、公用施設も対象とすることなどを求めてまいります。なお、要望最終案を添付しておりますので、後ほど御覧をいただければと存じます。

７ページを御覧ください。

３の要望活動の進め方についてでございますが、まず（１）に記載のとおり、10月８日に各市の税財政関係特別委員会の委員長会議が開催され、党派別要望行動の進め方が協議、決定されます。

続けて、要望行動については、（２）のとおり10月中旬から下旬にかけまして、内閣府、総務省をはじめとする関係省庁や衆参両院の総務委員会に対し、幹事市の北九州市による要望行動が行われます。

また、例年11月上旬から中旬にかけまして、党派別の要望行動が行われます。委員の皆様にはそれぞれの政党に対する要望を実施していただくことになります。

また、引き続き各市と連携をいたしまして、国等へ働きかけを行ってまいります。委員の皆様には今後とも御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

御説明は以上でございます。

○ **磯部圭太委員長**　説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

よろしいですか。

（発言する者なし）

速報版

○ **磯部圭太委員長**　　特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎　特別市制度の創設に向けた検討状況等について

○ **磯部圭太委員長**　　次に、特別市制度の創設に向けた検討状況等についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

○ **齊藤政策経営・国際戦略局長**　　特別市制度の創設に向けた検討状況等につきまして、橘田大都市制度推進本部室長より御説明申し上げます。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　　それでは、お手元にお配りしております委員会資料に基づき御説明をいたします。

２ページを御覧ください。

特別市に関する直近の主な動向についてでございます。

９月１日に県内三政令市で特別市に関する三市の考え方を公表いたしました。

９月３日には神奈川県より特別市に関する三市の考え方に対する神奈川県の受け止めが公表されました。

９月17日には第34次地方制度調査会第９回専門小委員会が開催され、特別市を含む大都市地域における行政体制の在り方について審議が行われました。

９月24日には、指定都市市長会及び全国知事会による意見交換会がオンラインで非公式の形式で開催されました。資料にございませんが、口頭で少し補足いたしますと、当日、指定都市市長会からは、会長である久元神戸市長、プロジェクトのリーダーである福田川崎市長、それから広沢名古屋市長の３名が出席をいたしました。また、全国知事会からは、大都市制度の在り方に関する検討プロジェクトチームのリーダーである村井宮城県知事のほか、大野埼玉県知事、茨城、岡山県知事が出席をいたしました。

意見交換の内容は非公開のため、終了後実施された記者会見の報道ベースでございますが、人口減少や持続可能な行政サービスの提供などの課題に対しては、双方で認識が一致したと。ただ、一方で知事会からは課題解決策は必ずしも特別市ありきではない、知事会の懸念に対しては納得できる説明はなかったといった意見、指定都市市長会からは、知事会から示された疑問点には考えを示したが、時間の関係もあり議論が十分に深まらなかったといった意見があり、報道では特別市をめぐる賛否の隔たりが埋まらない、両者の主張は平行線といった形の報道がされております。

３ページを御覧ください。

２の特別市に関する三市の考え方についてでございますが、９月１日に公表した資料の一部抜粋を用いてポイントを御説明します。

３ページでございますが、作成の趣旨ですが、神奈川県知事に対し、四首長懇談会の開催を求めるなど、特別市制度に関する理解促進と共通認識の形成に向けた対話の機会創出に努めてまいりましたが、特別市制度に関する神奈川県及び三市それぞれの考え方を共有し議論する機会はまだ確保されておりません。

こうした状況の中、特別市制度に関する主な論点について三市の考え方を整理し広く共有すること及び今後の取組の方向性を示すことを目的として作成したものでございます。

４ページを御覧ください。

特別市制度に関する三市の基本的な考え方として、１、指定都市だけの利益を追求する制度ではない、２、自治体間の連携・協調をさらに強化、３、他の市町村、住民及び事業者への影響にも十分配慮するの３点を

速報版

基本的な考え方と整理をしております。

５ページを御覧ください。

特別市制度は自治体の持続性を高めるものとして、人口減少時代を見据え、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるための最適化の提案であり、主な効果として、住民サービスの向上、道府県の機能の強化、市町村の持続・発展を後押しすることができるとしております。

６ページを御覧ください。

特別市制度に関する主な意見に対する基本的な考え方として、１、県の総合調整機能への影響、２、財政面への影響、３、市民・県民への費用負担、４、水平連携・水平補完の実効性などの主な論点について、いずれも適切な制度設計により対応が可能であり、県内市町村にとって不利益を生じさせず、地域全体の持続・発展につなげることができるとしております。

７ページを御覧ください。

県内市町村等の財政面への影響について、財源配分はどうなるのか、県が市町村に行う独自事業への影響はどうなるのか、特別市移行による財政面の影響はどうなるのかといった意見に対し、資料記載のとおりそれぞれ考え方をお示しするとともに、三市が特別市に移行した場合の財政シミュレーションを行い、過去に県が試算した結果では、県は約680億円のマイナス、今回三市が試算した結果では、県は約130億円のプラスとなり、客観的データに基づく検証は必要であるとともに、影響に配慮した財政調整措置等の制度設計を併せて検討することが重要であるとしております。

８ページを御覧ください。

特別市制度は地域を分断するのではなく、自治体間の連携を強化し、県民サービス全体の向上につながる制度であると考えております。特別市は現状維持ではなく、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を可能にする１つの選択肢であるとしております。

９ページを御覧ください。

添付資料として、特別市に関する三市の考え方の資料を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

○ **磯部圭太委員長**　説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ **山田一誠委員**　御説明ありがとうございました。

特別市に関しては報道等でもかなり関心が高まっているところがあって、県や県内市町村から懸念の声も出ているということも承知しております。その中で、今回、三政令市、川崎市、相模原市と共に考え方を公表したということは、特別市に対する何より市民、県民の方の理解を深める上でとても意義があるものであると思います。

その中で、先ほど拝見した資料の７ページになるのですけれども、三市が特別市に移行した場合、財政シミュレーションとして三市の試算では神奈川県は約130億円のプラス、それに対して、県の試算では神奈川県は約680億円のマイナスとなっています。同じものを同じ数字で検討してこういう試算の結果が、かなりの金額の差が出るように思われるのですが、この試算結果にどうしてこういう違いが生じたのか、その要因についてお伺いできますでしょうか。お願いします。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　今回、実施した三市の試算は、公表されている県の決算統計データを基に試算をした１つの事例という形になります。当然、前提条件や算定方法の設定次第で試

速報版

算の結果というのは異なってまいります。今回、試算結果が生じた要因として想定されますのは、まず県は令和元年度決算を用いています。それに対し、三市は直近の令和５年度決算を使用いたしました。

その試算した年度による違いがまずあるのではないかということと、近年、社会保障経費が増加して、負担増が影響しているのではないかと。令和元年から令和５年にかけて、例えば障害福祉サービス等の負担金とか、国民健康保険、後期高齢者医療費への繰出金負担金、こういったものが毎年増加をしているということで、県の決算ベースでは大体20%ほど令和元年から令和５年にかけて増加していると。そのボリュームは当然三政令市は人口が多いので、そのボリュームも多いということで、三市が抜けたときに、三市のほうに社会保障経費の負担が入ってくるということで、結果としてこのような試算になったのではないかと思っております。

○ **山田一誠委員**　　今御説明いただきましたけれども、この試算結果の違いがあるわけですけれども、これを踏まえた上で県は９月３日に神奈川県の受け止めというものを公表しています。その中では、県の認識として約680億円の財源不足になるとの認識には変わりありませんと、財政面の懸念は払拭されていないという見解を示しています。さらに、政令市三市の試算を前提にしても、県が試算すると約130億円のプラスから約270億円のマイナスになると主張しています。今回、当市として、あるいは相模原市、川崎市と共に財政シミュレーションを改めて実施した狙いをお伺いできますでしょうか。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　　現在、地方制度調査会におきまして、特別市の制度化を検討する論点の１つとして、財政面への影響というものが示されています。今後、具体的な議論が想定されるだろうと考えておりますので、時期を逸せず地方制度調査会での議論の１つに資するために今回財政シミュレーションをしております。当然、県がシミュレーションした結果と三政令市がシミュレーションをした結果、あるいは前々回の地方制度調査会では神戸市が試算をしております。それぞれ結果が異なってくるという形になりますので、三市としては、これはどちらが正しい、どちらがおかしいということではなくて、しっかり財政面の影響を把握するために客観的なデータに基づく検証が必要であると考えております。

今後、県や県内市町村、市民、県民の皆様にもこういうことを広く伝えていくということが必要であるということから、今回シミュレーションを実施いたしました。

○ **山田一誠委員**　　いろいろと立場であったり、ベースとする数字の違いかなとは思うのですけれども、先日も神奈川県庁のほうに特別市を阻止するための専門チームを組織しましたなんていう報道があって、なかなか両方の隔たりというのは大きいのかなと思います。ただ、そもそも特別市というのは別に対立するものではなくて、神奈川県、横浜市のよりよい未来をどうやってやっていくかという議論であるはずですので、ぜひ特別市に関する市民、県民、何より県や市町村からの理解をさらに深めていくために、粘り強く丁寧に三政令市が連携して情報発信していく必要があるかなと思います。引き続きの丁寧な情報発信と説明に取り組んでいただくようお願いして終わります。

以上です。

○ **こがゆ康弘委員**　　ありがとうございます。

私もこの資料を読みました。これは県との議論は平行線のままなかなか歩み寄りがないのですが、１つは、この財政シミュレーションの内容も、これは三市が独立した場合ということになっていますが、横浜市だけが独立した場合どうなるのか、あるいは横浜市と川崎市、二市が独立した場合どうなるのかという試算というのは行われているのでしょうか。

速報版

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　当然、そこもして、その三市分を合わせて今回公表したということで、当然、試算の段階では、横浜市分、川崎市分、相模原市分というのをそれぞれ数字として試算をしております。

○ **こがゆ康弘委員**　三市がいきなり政令市に移行ということはなかなかないので、そういう意味では段階的にそうなった場合にどうするのかという議論も必要なのかなと思います。それと、県がこの件、前提となっている条件だとかそういうものを取り寄せてしっかり精査をしていく必要がありますと答えていますが、横浜市がこの県の、令和元年度のデータだというお話ですけれども、このシミュレーションの内容をどのような形で計算をしたのかという方法などを県から取り寄せて、それを横浜市のほうでしっかりと精査をして、令和５年度分に仮に変えて、令和５年度分に変えればこういうものになりますよという数字をしっかりと出すという、そのお考えはあるのでしょうか。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　それぞれ試算の仕方が、令和元年度に県が試算した部分も、事業費ベースを一般財源のほうに割戻しをしている、ちょっと複雑な試算をしているのです。今回、三市のほうは公開資料でやっていきますので、もう一般財源で、そのまま積み込んでいるということのそういった違いも当然ありますので、そこは冷静に同じ指標で、実際にどれぐらいのボリュームが三政令市のほうにかかってきているのか、歳入面も歳出面もそうですけれども、そこは双方が同じ理解の下でやっていかないと、多分現行も、例えば県のほうもお金に色がついていませんので、市町村にどれだけ使ったかというのはなかなかシミュレーションしづらい部分があるわけです。全体の経費というのは、その中で人口で案分するしか分からないというのもありますので、そこは最低限共通理解の上でどれぐらいなのかということを議論していかないといけないのかなと思っています。

　かつて、県費負担教職員の給与負担の税源移譲するときには、これは２％分が県から政令市に税源移譲されているのですが、このときは総務省が間に入って県のほうにきちんとしたデータを出すようにお願いをして、それに基づいて、どれぐらいのデータ、歳出が見込まれる、人件費が見込まれるか、歳入がどれぐらい三政令市の部分であるのかということを出して、それを20政令市分全てをシミュレーションして、その中で適正な税源の移譲のボリュームを決めるということをやっておりますので、今後具体の議論は国にも入っていただいて、国と道府県と政令市が同じ共通認識の中でやっていかないと、より精緻なシミュレーションにはなっていかないのかなと思っております。

○ **こがゆ康弘委員**　県としては、この特別市を否定するネタにしているというところもあるので、そういう意味では最も確からしい妥当なものが何なのか。もちろん、国に入っていただくことは重要かもしれませんが、この財源、税源とか財政面だということを非常に強く主張しているので、これは一般紙の方々もそればかり言っているので、幾ら水平連携とか水平補完とか言っても、なかなかこの部分が分かっていただけないということでかなり不安があるということだと思いますので、その部分をまず払拭しないと、どうしてもこの平行線の部分が近づかないので、ぜひお願いしたいのと、今お話があったとおり、国のほうにも入っていただく必要があるのですが、法制化というものを求めていますけれども、どうも議論が、以前僕は言ったかもしれませんけれども、法制化イコール移行手続と思われがちなのですが、法制化というのは選択肢の１つを増やすということなので、その手続の中には当然議会の承認も必要ですし、住民投票なども必要になるでしょう。

　その移行手続もこれから議論になる内容ではあるのですけれども、そういう議会がどう考えているのか、

速報版

住民がどう考えているのかという選択肢すらつくろうとしないというのは、ここはこういう財政がどうのこうのという議論以上に、この少子高齢化の中で自治体の在り方をどうするのかというのを県としてもしっかりと考えてもらいたいし、その中で住民サービスをしっかりと提供する自治体の在り方がどうなのかというのはちゃんと考えていただいた中で最適解を見いだすということで、何度も言うようですけれども、これは選択肢を増やすということなので、住民の選択すら自由にできないということは改めていただかなければいけないと思います。

こちらを向くのではなくて、こちらを向かなければいけないのですが、国民民主党としては議員立法で整備推進法案というのを出しています。議論すらされていません。まだ参議院では継続審査になっていますけれども、これは法制化の第一歩です。これがもし廃案になったり、日の目を見なくなると、再度提出するというのは非常に困難になって、そうすると、法制化すらできない、ましてや実現なんていうのはその先の先なので、そこはかなり政局的な部分もあるので、私たち横浜市出身の議員、あるいはそれぞれの政党の皆さんは、もう40年近く我々横浜市の中で特別市、税源の在り方というのを議論しているので、その部分を踏まえて、ぜひみんなで協力して、法制化についてはまず実現を図っていただきたいと思いますので、こちらに向けてお話しいたしたいのですけれども、共に頑張ってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

以上です。

○ **荻原隆宏委員**　私からは住民代表機能についてお伺いしたいと思いますが、三市の考え方の本文の19ページの部分を読みました。概略としては今日の資料の67ページにあろうかと思うのですけれども、特別市制度が住民代表機能を弱めるものではないということが整理されて主張されていることで、方向性は、その点をしっかりと訴求していくということは大事なことだと思っております。あとはどうしたら本質の部分が県それから市民、国民の皆さんに御理解をいただくことができるかというところなんだろうと思います。

その説明の内容として、この19ページに書かれているこの内容が特別市、今の我々政令指定都市が抱えている問題をこれを読んでぱっと御理解いただけるかと考えたときにちょっと難点が出てくるのかなというところが正直な印象でございまして、特別市が住民代表機能を弱めるものではないんだということをもう少しかみ砕いて説明をしていく必要があるのかなと今日の資料を見ても思ったところでございますけれども、その点の御見解をまず伺いたいなと思います。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　今、委員御指摘のように、特別市によって住民代表機能が弱まるなんていうことになったら本末転倒ですので、当然特別市という制度ができたときに、住民代表機能を今より高めていくということがまず大前提であると思っています。これまでの県があり、政令市があるという体制から特別市ということで、市域内の仕事、県の仕事も含めて責任を持ってやっていくということになりますので、より住民に近い視点から様々なサービスを提供していくことになりますので、その前提として住民代表の機能をしっかり高めるということが必要であると認識しております。

○ **荻原隆宏委員**　今の御答弁、非常に私はすっと入ってきました。本末転倒であるというところと、住民に近い、近づいていくという、この２点は非常に分かりやすいと思いますし、私としてはそういった言葉をぜひこういった資料に載せていただきながら、そういった本末転倒な特別市制度を目指しているのではないのだということを県にも市民にも県民にも御理解をいただくということをぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

それからもう１点、いわゆる政令指定都市が我田引水でこういう制度を進めようとしているということに

速報版

ついては、そこはその懸念を払拭していく必要が非常に強いと思っています。そのためにはこういう時代にこれから入るので、我々特別市としては、国単位でも県単位でもこういう貢献をすることができる都市になるためにこの特別市制度が必要であるという全体を俯瞰したストーリーというのが見える必要もあるのではないかなと思っておりまして、この資料は恐らく県に対する懸念に対してのカウンターの答えだということだと思うのですけれども、その中においてもこれからの日本の置かれているこれからの将来を語りながら、その中で特別市というのはこういう役割を担っていくのだということを語ることが多くの方々の共感を得る大事なポイントなのではないかなと思うのですけれども、そのあたりはお考えいかがでしょうか。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　現在議論されている地方制度調査会においても、人口減少社会における行政体制、地方行政体制をどうしていくのかと。国、都道府県、市町村の役割分担をどうしていくのかということと、もう１つそれとセットでこの大都市地域における行政体制をどうしていくのかということが議論されています。これはどっちか１つだけができて、ほかはできないということではなくて、両方しっかりミックスして、我が国の地方自治制度の在り方というものを議論していく必要があるだろうと認識しています。

先日、政令市の指定都市の市長会と全国知事会の議論の中でも、そういう議論を政令市側からも提起して、そういう中で今のままで本当にいいのかと、都道府県制度あるいは政令市制度あるいはその他の市町村の制度がそのままでいいのかどうかということをしっかり議論をしていく必要があるのではないかと。その中で、政令市側としては、特別市というのはその１つの選択肢だということで問題提起しているのだと。特別市がいいのか悪いのかということではなくて、日本の地方自治の在り方として一緒の土俵で知事会とも議論して、その上で提起している特別市について議論をしていくということが必要ではないかという、そういったアプローチをしておりますので、当然今委員おっしゃったようなことも含めて、国における議論がこれから地方制度調査会でも本格化しますので、そこの中でもしっかりそういったことを提起をしていく必要があるのではないかと思っています。

速報版

○ **荻原隆宏委員**　これから人口も減っていきますし、生産労働人口も減っていきますし、そういう意味でスマートシュリンクの時代だということも言われる中で、どんどん縮んでいくということに対してネガティブな意味合いではなく、そこを賢く縮んでいこうという考え方も提起されている中で、実際に様々な地方自治体の中で、今まであったインフラを、それを畳んで整理をしていくということなどの賢く縮んでいくという取組が実際に進んでいくのかなと思います。そういう中で、特別市制度がそれをどのように貢献することができるのかとか、時代に合わせて特別市制度が貢献できることがあって、我々はそれを目指しているんだというストーリーがあれば、私は非常に訴求力は高くなっていくのかなと思います。これは要望にとどめますので、そういったストーリーもぜひこれから三市でじっくりと検討していただいて、発信をしていただければと思います。

以上です。

○ **横山正人委員**　私も７ページの資料について伺いたいと思うのですが、先ほど山田委員のほうから、県の試算と市の試算との違いについてお伺いをいたしましたけれども、私は、県と指定都市がそれぞれシミュレーションを行った意義というのはあると思っていまして、それぞれが自らの主張を裏づけるための資料を出し合ったということからすると、これは違いはあるにせよよかったと思うのですが、当局の認識を伺いたいと思います。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　今、委員に御指摘いただいたとおりだと、我々も同じ認識でおります。

○ **横山正人委員**　今までこれすらできていなかったという現状がありましたので、私は一歩前進したのではないかなと思います。ただ、これがなぜ違いが出たのかというのは先ほど御説明いただきましたけれども、同じ土俵に乗っていないと、同じ条件の下で議論をしないと、全く別々のところでそれぞれが意見を言い合ってしまうという、全く議論がかみ合わない結果を生んでしまうということになってくるのですが、これはどこで議論の前提の一致点を見いだそうと思っていらっしゃいますか。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　先ほどもお話ししましたが、今後地方制度調査会で財政面の影響に対する議論というのが行われていく予定になっております。当然、国の機関の中でも、例えばこの政令市側のシミュレーションがどうなのか、あるいは知事会側、県側のシミュレーションがどうなのか、こういったことも恐らく今後またそこでの議論に素材として出ていくことが想定されますので、そういった議論も踏まえた中で、今委員おっしゃったような、県とのより進化した議論になるような、同じ土俵で議論ができるようなことも当然に求めていく、三政令市と連携して求めていくといったことも今後必要になってくるのではないかと思っております。

○ **横山正人委員**　我々がこの議論を進めていく上で留意しなければならないところは、私はそういうところだと思っていまして、県が言っているように一方的に特別市を否定する議論では、県民、市民のための政治というのは生まれてこないのではないかなと思います。そういう意味で申し上げれば、我々は特別市を求めているけれども、特別市にも問題点があるのではないかといったこともつまびらかに明らかにして議論を進めていかなければならないのではないかなと思います。その上で、さきの委員会でも私は明らかにしましたけれども、県内の基礎自治体の財政力指数というのは非常に高いものがあるわけですよね。だから、そういった現実も県は踏まえた上で議論をしていただかないと、この先進んでいかないのではないかなと私は思っております。

速報版

実は私は、このシルバーウイークに、福岡市の高島宗一郎市長がお書きになった福岡市の問題解決という本を読んだのです。これはかなり分厚い本だったのですけれども一気に読んでしまいました。ここに書かれているのは、都市として人や企業を集めていかなければ、大都市の経営は成り立たないということを実は書いていまして、その上で、私はこの本を読んだ後に思ったのは、こういう努力がある先に特別市の制度があるのだなということをつくづく感じました。

高島市長は４期目の任期で市長を引退されるということが書かれておりまして、その理由として、責任感は無意識のうちに権力への執着へと変わっていくと、登るだけがリーダーの仕事ではない、降りる覚悟を持つ人間こそリーダーだと、こう書かれているのです。どこかの誰かに聞かせてやりたいようなことが書かれているわけでありますけれども、この間、この市長就任後、僕が驚いたのは、福岡市は人口が20万人増えているのです。市税収入も規制緩和などによる固定資産税を中心に1.6倍に増えていると。市債残高が半分に縮減され、開業率は７年連続で指定都市１位、市政への信頼度も41％から84.2％に伸びているということなのです。

ここで注目しなければならないことは、さきの青本要望にも関わってくるかもしれませんけれども、基礎自治体の基幹税目である固定資産税を増やすために、都市の建て替え需要を促進をして都市全体をリノベーションしたと、こういったことが書かれていて、まさに発想力をもってこの大都市を経営していく必要性と

いうものを改めて私は認識をいたしました。

横浜市もしっかりと努力をしているわけでありますけれども、この先に特別市の仕組み、制度がつながってくるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○ **齊藤政策経営・国際戦略局長**　ありがとうございます。

５年ほど前に横浜市も戦後初の人口減になるというタイミングが訪れ、直近は若干持ち直しているとはいえ、トレンドとしては人口も減っていくと。その中で横浜市の基幹税は御案内のとおり半分近くが市民税という中です。そういった中でも、過去の先輩方、議員の皆様方も様々御議論、努力いただいて、みなとみらい地区についても業務集積ということ、住宅も増えたというのもありますが、上がってきてほぼ概成したというところでございます。

そこで座して待っているのではなくて、先ほど御案内のあったような規制緩和に類する取組というのは、先般議決いただいた中期計画の将来に向けたビジョンの中でも書いてございまして、横浜市は市域が一体として成長してきたという側面があります。その中で、まだまだ郊外部で活性化できる余地もありますし、そういったところを時代に合わせた規制緩和などで、いろんなライフスタイルをかなえる、また、商業地域につきましても様々な御提案制度で企業をお呼びするということは常に心がけ、また、取り組んでいくことで活性化していくということは非常に大事です。

そういった努力もおっしゃるとおりした上で、それでもなお制度として大都市制度、我々の特別市を実現、法制化するということになれば、横浜市としてもできる努力はし続けた上で選択肢を設けるというのはなお説得力が増すことだと、今のお話にもございましたので、そのように取り組んでいきたいと思います。

○ **久保和弘委員**　現在の状況としては、県内の16市町から反対の要望が出ていたり、あと、県内の三政令市を除く30の市町村長からは、総務大臣へ反対の要望が出ていると、また全国知事会においても、この特別市法制化に反対の見解が示されていると、そういうことが背景にある中で、先ほど来様々議論されているかと思うのですけれども、財源といいますか、先ほどの資料の中では、県の試算によると約680億円の不足という、従来の見解を維持しているということもありますけれども、先ほど国の力も交えたというか、そういう協議の場も必要ではないかというお話がありましたけれども、同じ土台といいますか、プラットフォームで様々な検討を進めていくということもあろうかと思うのですけれども、県と市だけで議論するのではなく、国の力なども借りながらということで、先ほどちらっとそういう話もありましたけれども、そこについては具体的に市としてはどのような考えでいらっしゃるのか、確認いたしたいと思います。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　先ほどもお話ししましたが、今後地方制度調査会において、特別市の制度化を検討する場合の論点が具体的に議論がされていくという形になっています。例えば、広域事務への影響とか、あるいは財産とか施設とか、議員、職員への影響とか、それから財政への影響、あるいは大都市制度以外への影響と、こういった幾つかの論点があるのですけれども、こういった論点がそれぞれより進化していく議論をしていこうという話になっています。

財政面への影響というのは、今、非常に大きいだろうという論点になっておりますので、今後シミュレーションの結果等も、県側のシミュレーション、政令市側のシミュレーション、それぞれをしっかり国の議論にも反映して、より次のステップの議論につながるような形で議論が進むようにしていきたいと考えておりますし、国のほうもそういう議論をしていきたいと内々には伺っておりますので、そういった議論を通して、先ほど来お話のある財政のシミュレーションの利用についてより具体的に議論が進展できるように、引き続

速報版

き他の政令市と連携していきたいと考えております。

○ **久保和弘委員**　　そこについては引き続きお願いしておきたいと思うのですが、一方、県のほうが留保財源について、検証について懸念が示されているとかがあるかと思うのです。特別市の実現に向けましては、現在県が担っております事務、権限、財源などを責任に見合った形で整理することも重要かと思うのですけれども、特別市への移行後にも県が担うべき広域行政を安定的に維持できるよう、どのような財政調整を想定していったらいいのかという、ちょっと幅広い部分あるかと思いますけれども、それについてはどのような考えでいらっしゃるのでしょうか。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　　今回、三政令市のほうでまとめた考え方にも、今委員おっしゃったような懸念にもしっかり答えていく必要があるだろうということで、今回初めて財政調整交付金といったものを導入してもいいのではないかと。要は、一時的には当然国による財政調整があります。これは地方交付税による調整という形になってきますので、それで、ほぼ通常であれば財政調整ができるだろうと見込んでいるのですが、県が言っている留保財源の話、こういったことも含めて、財政調整がされたとしても対応ができない状況がある、あるいは県内市町村への事業費負担に支障が出てくるといったときには、そこの部分を財政調整交付金という形で特別市から県のほうに交付金を戻していくということも当然今後検討していきますよということを、今回三政令市の考え方の中にも初めてそういった提案も示させていただいたところでございます。

○ **久保和弘委員**　　初めて交付金のことを示されたということがありましたけれども、一方、最後の質問にいたしますけれども、こういう取組を続けていく中で、市民の皆様にどのような理解をいただいていくかということも、引き続きこれもしっかりと進めていく、水面下といいますか、進めていく必要もあろうかと思いまして、特別市のメリットと制度移行に伴う課題も含めて、市民に分かりやすい説明の理解を広げていくとも改めて必要だと思いますけれども、引き続きやっていただいているかと思いますけれども、そこについても最後確認いたしたいと思います。

○ **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　　これまでどちらかというと、政令市の立場からすると、特別市は政令市の市民にとってデメリットはほぼないと、もうメリットなんだということの説明を再三してきているわけですけれども、県や県内市町村が懸念を示していることについてもしっかり市民の皆さんにも、県民の皆さんにもお伝えをして、これはこういう形で解決が可能だと考えていますよと、こういうことをやっていきたいと、政令市としては国に対してこういうことを提案をしていきたいと、そういった懸念をされていることに対しても正面からしっかり向き合って、それに対する改善策とか、別の提案を示していくということも今後、分かりやすく県民目線で、あるいは市民目線で、それを解決する手法を提案していくということも必要ではないかなと思っております。

○ **久保和弘委員**　　今おっしゃったことも引き続きお願いしておきたいと思うのです。特別市という制度にするということが目的ではなくて、その先に一人一人の市民がいらっしゃるということを御理解いただくことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○ **磯部圭太委員長**　　他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎　国に対する要望活動について

速報版

○ **磯部圭太委員長**　次に、国に対する要望活動についてを議題に供します。

本委員会では、令和４年度より特別市の法制化に関する要望活動を国に対して行っております。事前に正副委員長で協議した結果、今年度も本委員会として国に対する要望活動を行いたいと思いますが、各会派等の御意見をお伺いします。

○ **山田一誠委員**　我々としましても、例年どおり要望活動をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○ **久保和弘委員**　公明党を代表しての意見になりますけれども、本要望についても例年どおり要望活動をしていただきたいと思います。これまでも横浜市会としても早期実現、特別市の法制化を国に求めてまいりましたので、引き続き国に対しても強く求めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ **花上喜代志委員**　例年どおり実施することにしたいと思います。

○ **いそべ尚哉委員**　我々としても二重行政の解消と、そして大都市にふさわしい権限、財源の確保、そしてよりよい形での住民サービス提供の選択肢としても、この要望活動を着実に進めていただきたいと思います。

○ **こがゆ康弘委員**　国民民主党として整備推進法案を出していますので、そういう意味では今年はより強く行っていただきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○ **白井正子委員**　要望活動は実施すべきではないと思います。反対です。それは、新たな大都市制度としての特別市は市民要望とは言えないということ、それから、税源の配分の是正や税制上の措置の不足や交付税措置の確保など、改善が求められる点はありますけれども、新たな大都市制度としての特別市をつくるということとは別で議論をしていくものと考えるからです。

○ **荻原隆宏委員**　時代に即した国として地方自治の在り方の全体最適をしっかりと国家戦略として見いだしていただきたいと、こういう要望は非常に重要なものだと思っておりますので、本年も要望活動をするべきだと、このように考えております。

○ **磯部圭太委員長**　各会派等の御意見をお伺いしましたが、御意見が分かれておりますので採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本委員会として国に対する要望活動を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

○ **磯部圭太委員長**　挙手多数。

よって、本委員会として国に対する要望活動を行うことを決定いたします。

要望書につきましては、皆様からも御意見をいただきながら、正副委員長で協議の上、案文を作成し、委員会でお示ししたいと思いますので、御意見がある場合はお申出いただければと思います。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎　閉会宣告

○ **磯部圭太委員長**　以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻　午前10時53分

速報版